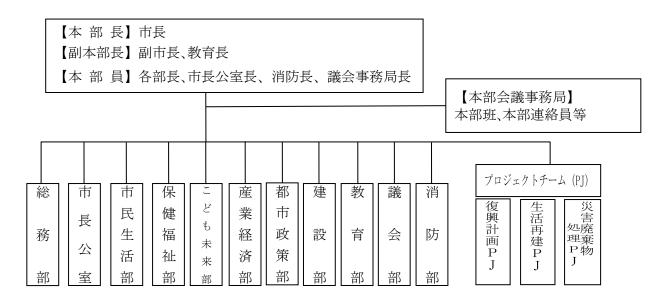
資 料

土浦市災害対策本部の組織	 1
水防法	 4
重要水防区域評定基準	 2 6
国・県が保有する水防資器材等	 2 9

災害対策本部組織図



土浦市災害対策本部の組織と所掌業務一覧

部	班	構成課	所掌業務
総務部	本部統括班	総務課	1 災害対策本部の設置及び運営に関すること
・本部統括班		防災危機管理課	2 防災会議委員、その他関係防災機関との連絡調整に関すること
・職員動員班 ・資源管理班		選挙管理委員会事務局	③ 予警報及び災害情報の受領、伝達に関すること
・賀源官珪班・被害調査班			4 避難の指示、その他本部長命令の伝達に関すること
灰白响豆须			5 関連情報の収集及び情報収集活動全般の総括に関すること
			6 国・自衛隊,県への要請,他自治体等との相互協力・応援並びに日赤・民間協力団体等への協力要請に関すること
			7 ライフライン(電気・ガス・通信)事業者との連絡調整に関
			すること
			8 災害救助法の適用に関すること
			9 プロジェクトチームの構成員の選任に関すること
	TW 다 소니다 가다	[1 = de am]	10 その他, 災害対策の連絡調整に関すること
	職員動員班	人事課	1 職員の安否及び参集状況の確認に関すること
			2 職員の服務に関すること
			3 職員の動員,解散の伝達に関すること 4 災害対応従事職員の給与、食事、宿泊、健康管理等に関する
			4 災害対応従事職員の給与,食事,宿泊,健康管理等に関する こと
			5 災害派遣職員の受入れに関すること
	資源管理班	管財課	1 公有財産の災害調査に関すること
			② 公用車の管理、その他輸送手段・燃料の確保、配達に関すること
			3 災害対策に係る物品の調達及び工事の契約に関すること
			4 庁舎のライフライン機能等の確保に関すること
	被害調査班	課税課	1 家屋被害調査、その他災害情報の収集に関すること
		納税課	2 り災証明書の発行に関すること
		(建築指導課) (住宅営繕課)	3 被災者等への租税等の減免に関すること
市長公室	広報班	秘書課	[1] 災害に関する広報、広報活動に関すること
・広報班		政策企画課	2 報道機関へ発表,連絡調整に関すること
		行革デジタル推進課 財政課	3 本部長の秘書、視察者、見舞者等の対応に関すること
		広報広聴課	4 被害状況等の撮影及び記録に関すること
			5 情報システムの保守に関すること
			6 被害状況、対応状況の把握及び取りまとめに関すること
			7 災害対策関係の予算に関すること
		J	· Management Held and

市民生活部 ・市民対応班 ・環境班	環境班	市民活動課 生活安全課 市民課 人権推進課 (会計課) (議会事務局) (監査事務局)	1 市民からの問い合わせの対応に関すること 2 地区連絡所の開設及び運営の調整に関すること 3 外国人の相談対応及び安全確保に関すること 4 要配慮者名簿の作成に関すること 5 遺体の収容・処理に関すること 6 交通規制の協力、避難誘導に関すること 7 避難所、被災地の防犯に関すること 8 災害経費の支払いに関すること 9 災害対策関係の決算に関すること 1 災害時の環境保全に関すること 2 災害廃棄物の収集及び処理に関すること 3 し尿処理に関すること 4 仮設トイレの設置及び管理に関すること 5 遺体の火葬・埋葬に関すること 6 防災活動に関すること
保健福祉部 ・福祉班 ・健康対策班	福祉班	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課	7 ペット、放浪動物対策に関すること 1 要配慮者の安否確認、救助支援に関すること 2 要配慮者の生活支援に関すること 3 福祉避難所の開設及び運営に関すること 4 義援金の受領、配分の計画に関すること 5 災害弔慰金の支給及び災害援護資金等の貸付に関すること 6 被災者生活再建支援金に関すること 7 ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
こども未来部・保育班	健康対策班	国保年金課 健康増進課 こども政策課 こども包括支援課	1 医療救護に関すること 2 被災者の健康管理,心のケアに関すること 3 救護所の設置及び運営に関すること 4 医薬品,衛生材料の調達に関すること 5 国民年金保険料,国民健康保険税の減免に関すること
体日列	保育班	保育所	1 園児の保護、被災状況の確認に関すること 2 乳幼児の救助・救援に関すること 3 応急保育に関すること
産業経済部 ・物資調達班	物資調達班	商工観光課 農林水産課 農業委員会事務局	1 食料,その他救助物資の確保・調達に関すること 2 物資集積所の開設及び運営に関すること 3 被災者の職業のあっ旋に関すること 4 中小企業の災害対応・復興対策に関すること
都市政策部 • 住宅支援班		都市計画課 都市整備課	5 農林水産業の被害調査、応急・復旧・復興対策に関すること 6 死亡獣畜対策に関すること 7 公共交通(鉄道・バス)事業者との連絡調整に関すること 8 災害復興に係る都市計画に関すること
	住宅支援班	都市整備課 建築指導課 公園施設管理課 (住宅営繕課)	1 被災建築物の応急危険度判定に関すること 2 被災宅地危険度判定に関すること 3 被災住宅の応急修理,障害物除去に関すること 4 倒壊建築物の解体に関すること 5 建物等の安全確保に関すること 6 被災者に対する住宅供給計画に関すること 7 応急仮設住宅の設営・供与に関すること 8 市営住宅に関すること 9 臨時ヘリポートの開設に関すること
建設部 ・道路調査班 ・下水道班 ・水道班	道路調査班	道路管理課 道路建設課	1 生き埋め者の救出に関すること 2 危険区域の安全確保に関すること 3 水防活動に関すること 4 緊急輸送路の確保に関すること 5 がけ崩れ等の調査及び応急・復旧対策に関すること 6 道路,河川,港湾の障害物の除去に関すること 7 道路,河川,橋梁の被害調査,応急復旧対策に関すること
	水道班	下水道課 水道課	
		1	4 緊急時用水及び飲料水の確保に関すること

教育部 •避難所班	避難所班	教育総務課 学務課	1 避難所の開設及び運営に関すること
		生涯学習課 文化振興課	2 施設等の被害調査及び応急・復旧対策に関すること
		スポーツ振興課 指導課	3 児童及び生徒の保護、被災状況の把握に関すること
		各地区公民館 各学校・幼稚園	4 応急教育に関すること
		(納税課) (こども政策課)	5 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること
		(こども包括支援課) (保育課)	6 文化財等施設の被害調査及び復旧に関すること
議会事務局	議会班	議会事務局	1 市議会災害対策連絡会議との連携に関すること
・議会班			2 地域の被災状況等,情報収集に関すること
			3 議員への情報提供に関すること
			4 議員からの照会等への対応に関すること
消防部	消防班	消防総務課	1 本部各班との連絡調整に関すること
・消防班		予防課	2 消防・水防・防災活動に関すること 3 職員の動員及び災害対策従事者名簿の作成に関すること
		警防救急課	3 職員の動員及び災害対策従事者名簿の作成に関すること
			4 火災,水害等の被害状況の調査に関すること
			5 被災者の救出救助、避難に関すること
			6 消防団との連携に関すること
			7 雨量情報等気象情報の収集及び受領・伝達に関すること
			8 救急医療の通信及び連絡に関すること
	消防隊	各消防署	1 消防・水防・防災活動に関すること
		消防団	2 避難者の誘導及び救出に関すること
			3 被災者の救急、救護に関すること
			4 行方不明者の捜索に関すること
			5 火災、水害等の被災状況の調査に関すること
			6 河川、その他危険区域の応急措置に関すること

プロジェクトチーム (PJ)

部	チーム	構成課	所掌業務
市長公室 都市政策部	復興計画 PJ	政策企画課 財政課	1 災害復興に係る都市計画に関すること
		都市計画課 会計課	2 災害復興対策の予算・決算に関すること
保健福祉部	生活再建 PJ	社会福祉課	1 災害弔慰金,災害障害見舞金の支給に関すること
			2 災害援護資金及び利子補給に関すること
			3 被災者生活再建支援制度に関すること
			4 被災住民への生活再建に向けた相談,総合窓口(相談窓口)
			の設置に関すること
			5 災害見舞金の支給に関すること
市民生活部	災害廃棄物処理	環境衛生課	1 災害廃棄物の収集及び処理に関すること
	PJ		2 し尿処理に関すること

(注)構成課の名称に 囲いのある課の課長は、班長となる。 所掌業務の番号に 囲いのある業務は、災害警戒本部の対応業務である。 構成課の名称に)囲いのある課は他部の課で

水防法

発令 : 昭和 24 年 6 月 4 日号外法律第 193 号

○水防法

〔昭和二十四年六月四日号外法律第百九十三号〕 〔総理・建設大臣署名〕

水防法をここに公布する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 水防組織(第三条-第八条)

第三章 水防活動(第九条―第三十二条の三)

第四章 指定水防管理団体(第三十三条—第三十五条)

第五章 水防協力団体(第三十六条—第四十条)

第六章 費用の負担及び補助(第四十一条―第四十四条)

第七章 雜則 (第四十五条-第五十一条)

第八章 罰則(第五十二条一第五十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。
- 2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。
- 3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は 水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。
- 4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防の機関をいう。
- 5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては 消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。
- 6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。)及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

- 7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設 をいう。
- 8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

- 第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。
 - (水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)
- 第三条の三 水害予防組合法 (明治四十一年法律第五十号) 第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。
- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

- 第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。
- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防 事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘 案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に 規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に 行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体 を指定することができる。

(水防の機関)

- 第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。
- 2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。) は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと 認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。 (水防団)
- 第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。
- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給 与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害 予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

- 第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。
- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又 はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならな い。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、

当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

- 第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道 府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要 があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴 う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでな ければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が 行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとす る場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらか じめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報 告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を 定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。 (都道府県水防協議会)
- 第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。
- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都 道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

- 第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関|という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに 都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者 をいう。以下同じ。) に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあつて は、洪水又は高潮に係る事項に限る。) を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

- 第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した 河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれが あるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき は、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県 の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に 応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

- 第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行う ため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係 る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土 交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過 程で取得したものの提供を求めることができる。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。 (水位の通報及び公表)
- 第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水 若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十 一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都 道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の

水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

- 第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通 大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに 都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知 に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

- 第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした 国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若し くは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第 一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊 急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る 事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

- 第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な 避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図る ため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最 大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下 同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想 定区域として指定するものとする。
- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法 (平成十五年法律第七十七号) 第三条第一項の 規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指 定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

- 第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水 道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同 条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定 により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水 時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災によ る被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模 降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設 (第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定 に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他 の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定さ れる区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水 道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる指定した海岸について、高潮時の円 滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害 の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模 の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸に ついて高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想 定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その 他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。 (浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)
- 第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。
- 一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、 雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防 災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)

でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

- ハ 大規模な工場その他の施設(イ又は口に掲げるものを除く。)であつて 国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規 模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)で その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第 四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各 号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法 を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に 建設中の施設を除く。) 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定 する自衛水防組織の構成員
- 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三 第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管 理者及び当該自衛水防組織の構成員)
- 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四 第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管 理者及び当該自衛水防組織の構成員)
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項 に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項
 - (地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の 作成等)
- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所 在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土 交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ 迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他 の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成した ときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければなら ない。

- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難 の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条 第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた 連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画 を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画 を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ 迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認める ときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることがで きる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
- (要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等) 第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及 び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令 で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ 迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成 しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を 作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これ を変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の 所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、そ の旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で 定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ 迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告し

なければならない。

- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定める ところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な 避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛 水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土 交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更 したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

- 第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成 し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防 組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなけれ ばならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。 (市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)
- 第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

- 第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。
- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、

当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとと もに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければなら ない。

- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。 (標識の設置等)
- 第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ない で移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。
- 第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土 その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日 の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、 設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者 に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行
- 為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定め
- 2 水防管理省は、削損の規定による届出を受けたとさは、国工交通省市で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
 2 水防管理学は、第一項の担党による居出があった場合にないて、当該浸水被
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被 害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると 認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることが できる。

(大規模氾濫減災協議会)

- 第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。
- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 国土交通大臣

(行為の届出等)

二 当該河川の存する都道府県の知事

- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象 台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫 減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

- 第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。
- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象 台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と 認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について 準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及 び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。 (予想される水災の危険の周知等)
- 第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

- 第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。
- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

- 第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報 事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達した ときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定める ところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなけれ ばならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

- 第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から 委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用 に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができ る。
- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

- 第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。
- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

- 第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は 消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、そ の区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ず ることができる。
- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理 者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を 求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所 轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管 理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水 防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通 報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団 長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害 が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

- 第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。
- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

- 第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長 又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

- 第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため 特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、 水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。 (特定緊急水防活動)
- 第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。
 - 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

- 第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の 水防訓練を行わなければならない。
- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力 団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災 害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一 項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければ ならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防

計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更 しようとするときは、あらかじめ、水防協議会(次条第一項に規定する水防協 議会をいう。以下この項において同じ。)を設置する指定管理団体にあつては 当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一 項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつて は当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について 準用する。

(水防協議会)

- 第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議 させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事 務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。
- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関 の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちか ら指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

- 第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。
- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名 称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとすると きは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

- 第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協

力すること。

- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携 の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

- 第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確 実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の 改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、そ の指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の 実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

- 第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町 村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該 水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負 担するものとする。
- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水 防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務 に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急 水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

- 第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費 用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。
- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、 当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大 きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水 防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道 府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の 設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

- 第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。
- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事 は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又 は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

- 第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規 定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯 し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

- 第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。
- 第五十三条 刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処す る。
- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出を して、同項本文に規定する行為をした者
- 第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。
- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を 使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日〔昭和二四年八月三日〕から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十七号)附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査(次項において「浸水想定区域調査」という。)に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想 定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県 に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対 策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要 な報告を求めることができる。

> 改正 昭和 27 年 07 月 31 日法律第 258 号 昭和 29 年 06 月 01 日法律第 140 号 昭和 29 年 06 月 08 日法律第 163 号 昭和 30 年 07 年 11 日法律第 061 号 昭和 31 年 06 月 11 日法律第 141 号 昭和 32 年 05 月 16 日法律第 105 号 昭和 33 年 03 月 15 日法律第 008 号 昭和 35 年 06 月 30 日法律第 113 号 昭和 47 年 06 月 23 日法律第 094 号 昭和 57 年 07 月 16 日法律第 066 号 昭和59年12月25日法律第087号 昭和 60 年 06 月 21 日法律第 069 号 平成 06 年 06 月 29 日法律第 049 号 平成 07 年 04 月 21 日法律第 069 号 平成 11 年 07 月 16 日法律第 087 号 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号 平成 13 年 06 月 13 日法律第 046 号 平成 17 年 05 月 02 日法律第 037 号 平成 18 年 06 月 02 日法律第 050 号 平成 22 年 11 月 25 日法律第 052 号 平成 23 年 06 月 24 日法律第 074 号 平成 23 年 08 月 30 日法律第 105 号 平成 23 年 12 月 14 日法律第 124 号 平成 25 年 06 月 12 日法律第 035 号 平成 25 年 06 月 01 日法律第 044 号 平成 25 年 06 月 21 日法律第 054 号 平成 26 年 11 月 19 日法律第 109 号 平成 27 年 05 月 20 日法律第 022 号 平成 27 年 07 月 19 日法律第 022 号 平成 29 年 05 月 19 日法律第 031 号 令和 03 年 05 月 10 日法律第 030 号 令和 03 年 05 月 10 日法律第 031 号 令和 04 年 06 月 17 日法律第 068 号

重 要 水 防 箇 所 評 定 基 準

(1) 直轄管理区域

種別	重要度									
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間								
越水(溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高 潮区間の堤防にあっては計画高潮位) が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあっては計画高潮 位) と現況の堤防高との差が堤防高と の差が堤防計画余裕高に満たない箇 所。								
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の機能に支障が生じる堤体の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認んできるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる場所。								
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況の確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	場所の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況の確認ができるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。								
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の全面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深 掘れにならない程度に洗堀されている が、その対策が未施工の箇所。								

工作物	河川管理施設等応急対策基準に基	橋梁その他の河川横断工作物の桁下	
1F70		高等と計画高流水量規模の洪水の水位	
	づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋		
	管その他の工作物の設置されている	(高潮区間の堤防にあっては計画高潮	
	箇所。	位)との差が堤防の計画余裕高に満た	
		ない箇所。	
	橋梁その他の河川横断工作物の桁		
	下高等が計画高水流量規模の洪水の		
	水位(高潮区間の堤防にあっては計		
	画高潮位)以下となる箇所。		
工事施工			出水期間中
			に堤防を開削
			する工事個所
			又は仮締切等
			により本堤に
			影響を及ぼす
			箇所。
新堤防·破堤			新堤防で築
防跡・旧川跡			造後3年以内
			の箇所。
			破堤跡又は
			旧川跡の箇
			所。
陸間			陸閘が設置
1-21/19			されている箇
			所
			771

注)重点区間

水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間

(2) 県管理区間(河川)

種別	■区間(河川) 基	準
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤防高 (流下能力)	1. 計画高水位又は、既往最大水位に対し堤防 余裕高が無いか、堤防高が不足しているた め、最も危険が予想される箇所 2. 近年の出水により、氾濫等の実績があり背 後地が人家密集等で危険が予想される箇所	1. 計画高水位又は、既往最大水位に対し堤防 余裕高が少なく、危険が予想される箇所 2. 近年の出水により、氾濫等の実績があり背 後に被害が生じると予想される箇所
堤防断面	1. 堤防断面が上下流に比べ狭く、既往洪水流量に対し最も危険が予想される箇所 2. 天端幅の狭い箇所(一般にカミソリ堤といわれるもの) 3. 近年の出水により、氾濫等の実績があり背後地が人家密集等で危険が予想される箇所	1. 堤防断面が上下流に比べ部分的に狭く,既往水流量に対し危険が予想される箇所 2. 天端幅の狭い箇所(一般にカミソリ堤といわれるもの) 3. 近年の出水により,氾濫等の実績があり背後地に被害が生じると予想される箇所
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱等により法 崩壊,急激な沈下等の実績がある箇所	堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱等により法 崩壊,急激な沈下等が予想される箇所
漏水	1. 堤体又は基礎地盤より漏水の実績があるが、対策が未施工の箇所 2. 漏水の実績は無いが、その恐れが十分に予想される箇所	1. 堤体又は基礎地盤より清水が湧出した実績があり、その対策が未施工の箇所 2. 漏水の実績は無いが、その恐れが予想される箇所
水衝	 洪水時の水衝部において護岸が未施工の箇所 洪水時の水衝部において護岸が度々破損される箇所 破堤又は破堤寸前程度までの決壊等の実績がある箇所 	 洪水時の水衝部となり、護岸はあるが完全 とは考えられない箇所 護岸が古くなって効用が著しく減じられて いる箇所
洗掘	1. 堤脚又は護岸の根固め等が洗掘されており、その対策が未施工の箇所 2. 水制等が破損して危険が予想される箇所	1. 河床の低下等が著しく護岸・堤脚等の洗掘されるおそれのある箇所
工事施工	1.2年以上にまたがり、かつ出水期にやむなく施工せざるを得ない工事で、樋管等の工作物が堤防を横断して開削している箇所 2.築堤、掘削工事等のために堤防を横断方向に開削している箇所 3.工事施工に伴い、その期間中出水期に危険が予想される箇所	 4. 樋管,橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の箇所 2. 堤防を開削する工事個所又は仮締切り等により堤防に影響を及ぼす箇所
工作物	1. 取水堰、樋管等の堤防横断工作物で設置じきが古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所 2. 橋梁その他河川横断工作物の桁下高等により通水断面が過少で、特に注意が必要な個所	1. 橋脚, 可動堰等で通水に障害が生じやすい 箇所
新堤防 破堤跡 旧川跡 被災箇所	1. 新堤防で築造1年以内の箇所	1. 新堤防で築造3年以内の箇所 2. 破堤跡又は旧川の箇所 3. 過去に被災実績のある箇所
地震	1.「堤体強度」A評価の箇所 2. 過去の地震において堤防が被災した実績が あり、その対策が未施工の箇所	1. 「堤体強度」B 評価の箇所 2. 過去の地震において堤防が被災した実績の ある箇所

国・県が保有する水防資器材等

1 国が保有する水防資器材等

◎土浦市蓮河原町4497 国土交通省霞ヶ浦河川事務所土浦出張所倉庫

	品名	単位	数量		品名	単位	数量		品名	単位	数量
資器材	掛矢・ 蛸槌	(1)	1	資器材	鋸	(1)		資器材	合成繊維シート	(枚)	100
お材	スコップ	(丁)	5	品 材	杭木	(本)	40	希 材	防水マット	(枚)	
	救命具	(着)	4	.lv1 =	土のう	(袋)	1,100	1.3			
その他	大型土のう(1t パック)40 袋,トラロープ(200m)40 束										

2 県が保有する水防資器材等

◎土浦市藤沢新田 県有水防倉庫

	上佃中豚	1/\/\/ III	不 日 小	·1917日	牛						
	品名	単位	数量		品名	単位	数量		品名	単位	数量
	舟	(舟)	1		鋸	(丁)	2		鉄線	(東)	1
各	掛矢	(1)	9	咨	杭木	(本)	28	咨	合成繊維シート	(枚)	1
資器 材	スコップ	(丁)	93	資器:	土のう	(枚)	10600	資器:			
材	斧鉈	(力)	8	材	大型土の	(枚)	417	材			
	救命具	(着)	7		縄	(巻)	17				
そ の 他 単管パイプ 1m16 本, 4m10 本, ブルーシート (1.83×100m) 19 ロール											

◎十浦市中高津 構内倉庫(十浦十木事務所)

	◎工価中午同伴 悟門看座 (工価工不事物用)															
	品名	単位	数量		品名	単位	数量		品名	単位	数 量					
	金槌	(丁)	8		土のう	(枚)	150									
資	スコップ	(九)	6	資	大型土 のう	(枚)	220	資								
資器材	鎌	(丁)	1	資 器 材	すいのう	(個)	5	資器材								
' '	救命具	(着)	9							ツルハシ	(丁)	1	' '			
	鋸	(丁)	2													
その 袋型根固め工法用袋材 10 袋																

土 浦 市 水 防 計 画

令和5年10月 改訂

編集·発行 土浦市総務部防災危機管理課

₹300-8686

茨城県土浦市大和町9番1号

TEL 029-826-1111

FAX 029-822-9252